

裾野市空家等対策協議会設置要綱

当初：平成 30 年 6 月 15 日告示第 103 号

改正：令和 2 年 11 月 30 日告示第 170 号

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 6 条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、裾野市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第 2 条第 1 項に規定する空家等が同条第 2 項に規定する特定空家等に該当するかどうかの判断に関すること。
- (3) 法第 1 4 条に規定する特定空家等に対する措置の実施に関すること。
- (4) 法第 1 2 条に規定する所有者等による空家等の適切な管理の促進に関すること。
- (5) その他必要とする事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、法第 7 条第 2 項に規定する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長の職務)

第 6 条 協議会の会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、裾野市情報公開条例(平成 28 年裾野市条例第 8 号)第 7 条各号に該当する情報について審議を行うとき又は会議を公開することにより会議の目的が達成されないと認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料等の提出を求めることができる。

(会議の招集の特例)

第 7 条の 2 前条の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、又は賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 書面による協議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。

3 書面による協議は、書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、建設部まちづくり課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。